

公示番号：180123

国名：タンザニア

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：コメ振興支援計画プロジェクト終了時評価調査（評価分析）【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年6月下旬から2018年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.73M/M、合計 1.33M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	22日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：6月6日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>
をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年6月19日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病予防接種を推奨する

6. 業務の背景

タンザニア国において農業分野は、GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割程度を占め、かつ人口の 4 分の 3 の生計を支えており、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。そのため 2010/11 年度から 5 年間を対象とする国家開発戦略「成長と貧困削減のための国家戦略フェーズ II (MKUKUTA-II)」では、農業の成長率を 2015 年までに 6.0% に上げることを目標としているが、農業セクター成長率は過去数年 4~5%/年に止まっている。その中でメイズに次ぐ穀物生産量(132 万トン、2012 年)であるコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高くかつ換金作物であることから、「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、消費の増大に国内生産が追いつかず、10 万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニア国は国家稲作開発戦略 (National Rice Development Strategy: NRDS) を 2009 年に策定し、2008 年のコメ生産量 899,000 トンを 2018 年には 1,963,000 トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニア国における農業分野支援として、1970 年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その成果として、「キリマンジャロ農業技術者訓練センター (KATC)」の機能が強化されるとともに、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法が確立された。引き続いて 2007 年~2012 年は、この研修方法を活用してコメ生産技術を全国に普及することを目的に、各地域を担当する農業研修所 (5 ヶ所) と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画 (タンライス-1)」が実施された。同プロジェクトでは、コメ生産性の向上を目標として約 40 ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、マーケティングや灌漑組合組織強化などの分野で研修を実施した。

こうした状況を受けてタンザニア国政府は我が国に対し、農業・食糧保障・協同組合省 (MAFC) 研修局とザンジバル農業・天然資源省 (MANR) をカウンターパート機関、MAFC 研修局の 6 研修所及び MANR のキジンバニ農業研修所 (KATI) の計 7 ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけでなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けて JICA は、2012 年 11 月から 6 年間の予定で技術協力プロジェクト「コメ振興支援計画プロジェクト」(タンライス-2) を実施している。

タンライス-2 は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、チーフアドバイザー、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計 5 名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて 6 分野(普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区運営・マーケティング・バリューチェーン)を支援している。実施機関である 7 研修所から各分野に計 14 名~16 名の教官がカウンターパート (C/P) として配置されており、各分野の C/P 群は「タスクグループ」(TG) と称される。

以上のように本プロジェクトは、これまでの日本の協力による成果を踏まえて、灌漑稲作を中心としながら、それぞれの栽培環境に適したコメ振興技術の全国的展開を目的として実施するものである。

今回実施する終了時評価調査は2018年11月のプロジェクト終了を前に、プロジェクトの投

入実績・活動内容・計画達成度を調査確認して、プロジェクトの実績を検証すること、評価5項目の観点からレビューを行うとともに、レビュー結果に基づき今後のプロジェクトの方向性・活動方針に対する提言を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、派遣される調査団員、プロジェクト関係者等と協議・調整しつつ、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するため、必要なデータ・情報を収集・整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては JICA より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2018年6月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等(詳細計画策定調査報告書、中間レビュー調査報告書、事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他タンザニア側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- ④ 他ドナー等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集・分析を行う。
- ⑤ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2018年7月上旬～7月下旬)

- ① JICA タンザニア事務所等との打合せに参加する。
- ② タンザニア側合同評価団員を含むプロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ 評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。国内準備期間並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、タンザニア側合同評価団員を含むプロジェクト関係者とともに評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
合同評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑤ 協議議事録 M/M (英文)の作成に協力する。
- ⑥ 担当分野に係る現地調査結果を JICA タンザニア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2018年7月下旬～8月中旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文・英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告をする。
- ③ 終了時評価調査報告書(和文)担当分野のドラフトを作成するとともに、全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

評価報告書（英文）、担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を参考資料として添付して提出することとし、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積書に計上すること）。

航空経路は、往路：日本⇒アブダビ／ドーハ／ドバイ⇒キリマンジャロ、復路：ダルエスサラーム⇒アブダビ／ドーハ／ドバイ⇒日本を標準とする。

(2) 本案件の見積りは、上記ガイドラインの業務実施契約（単独型）見積書 「様式（単独型・不課税化対象案件用）」を用いて積算してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

2018年7月8日～7月29日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に約一週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICAの調査団員到着前の関係機関へのアレンジについては、本コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ 詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12086336.pdf>)
- ② 以下の資料を JICA 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL:03-5226-8407) にて配布します。
 - ・ 中間レビュー調査報告書案
- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール:
 - ・ タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文: 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。
- ③ また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上